

熊本大学大学院法曹養成研究科 平成24年度法学既修者認定試験問題

行政法

平成23年9月18日（日） 13：00～15：00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして、2枚の解答用紙（裏面使用も可）に収めて下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】(配点：100点)

墓地、埋葬等に関する法律（以下、「法」という。）は、墓地の経営を許可制により規制しているが（10条1項）、その許可要件については特に定めを置いていない。A県内の自己所有地で墓地を経営したいと考えているXは、A県の担当者に、許可申請の審査について県独自の基準があるなら教えて欲しい、と申し出た。しかし担当者からは、「特にそういった基準は設けていない」と告げられ、あわせて、周辺住民の納得を得て事業を進めるようにとの指導を受けた。

実は、墓地の予定地は最も近い住宅と200mほどの距離であり、地域の住民がXの計画に反対する運動を起こしている。Xは県の指導に従って住民説明会を開催し、土葬は行わないこと、計画している設備で公衆衛生上の問題は無いこと、敷地を高さ1.8mの塀で囲うため外から墓地の内部はほとんど見えないことを説明したが、住民の反対運動は収まらなかった。

Xは、半年ほどかけて4回の説明会を開催し住民の説得を試みたが、出席者はほぼ固定しており、「自宅から近く不快」「アパートの入居者が集まらず賃料収入が減る」といった苦情が述べられるのみとなつたので、許可申請に踏み切った。しかるに、A県知事は、「申請にかかる墓地は周辺の住宅からの距離が近く、住民の宗教的感情を害する」という理由により、これを不許可とした。

Xとしては、距離が問題となるのであれば、どれほど近いと不許可になるのかをA県担当者が前もって示すべきであったのではないか、と不満に思っている。また、法の規定全体を見ると、これは、埋葬と墓地管理が適正になされることによって公衆衛生と国民の（特に墓地利用者の）宗教的感情が保護されることを目指すものであって、説明会で出たような墓地周辺住民の感情や利益を擁護しているとは言えないのではないか、と考えている。

以上を念頭に、不許可処分の違法性について論じなさい。①手続的違法論と②実体的違法論とに分けて書くこと。

（参考）墓地、埋葬等に関する法律

第1条

この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第10条1項

墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

以上